

第 5 回会合で御議論いただきたい事項

- 第 1 公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識
- 第 2 公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応
 - 1 公的再生支援が競争に与える影響
 - 2 公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会
(第 5 回会合)

平成 26 年 10 月 24 日

(公的再生支援の目的)

公的再生支援は、インフラの維持、雇用の確保、地域経済の活性化及び取引先の連鎖倒産の防止といった様々な政策目的に基づき、経営が困難な状況にある事業者の経営が破綻することによって生じる特に顕著な弊害を回避するために行われる。

第1 公的再生支援に関する競争政策の観点からの基本的な認識

- ① 競争政策の観点から公的再生支援はどのように評価すべきか。
- ② 他の政策上の必要性から公的再生支援を行う場合、競争政策の観点から当該支援はどのようなものであるべきか。

(考慮すべき事項)

- 競争の結果、本来は市場から退出すべき事業者が、公的再生支援によって退出しないことは競争(市場メカニズムの機能)を歪めるおそれがあることについて、競争政策の観点からどのように評価すべきか。
- 競争の結果とはいいい難い自然災害等の不可抗力によってもたらされる経営破綻に対して行われる公的再生支援については、競争政策の観点から検討すべきものではないか。
- 「競争を歪める」ことによって、具体的に市場にどのような影響を与えらるるか。
- 公的再生支援を行う場合であっても、その目的を達成する必要性の範囲内で競争への影響を最小化すべきではないか。

論点：公的再生支援によりどのように競争がゆがめられるか。

（競争のゆがみの発生）

- 経営が困難になった非効率的な事業者が市場から退出することは、競争の結果、効率性に優れた事業者が市場で生き残るとい市場メカニズムを維持するために必要なものである。公的再生支援はこのような競争のプロセスに介入するものであり、市場メカニズムが損なわれるおそれがあるのではないか。

（競争のゆがみによる市場への影響）

競争のゆがみが発生し、市場メカニズムが損なわれると、

- 事後の非効率性（公的再生支援を実施した後に生じる非効率性）として、非効率的な被支援事業者が市場で生き残ることにより、非効率的な事業者から効率的な事業者への需要の移転が妨げられ、効率的な事業者から非効率的な事業者への需要の移転が進む可能性があるのではないか。
- 事前の非効率性（公的再生支援が行われることを見越して生じる非効率性）として、経営破綻時の救済を見据えて、効率的な事業活動を行わなくても、最終的に公的再生支援を受けることで市場に存続できるという期待が生じることから、事業を効率化するインセンティブが弱まるというモラルハザードが生じる可能性があるのではないか。

（競争促進効果）

- 公的再生支援の競争促進効果として、被支援事業者の効率性が改善されたり、市場の寡占化に歯止めがなされるなど、競争の観点から一定の評価ができる場合があるのではないか。

基本的な考え方及び留意すべき点

論点：競争政策の観点から、どのような点に留意すべきか。

(補完的であること)

- 基本的に民間に対する公的機関の介入を最小にすべきことを踏まえると、公的再生支援は、民間だけでは円滑な事業再生が不可能である状況において、様々な政策目的の達成のために公的機関が事業再生に対する支援を行わざるを得ない場合に限って行われる（補完的な役割を果たすべきではないか）。

(必要最小限であること)

- 公的再生支援は、様々な政策目的を達成できるように事業再生(事業継続能力を回復すること)が可能となる水準で行われ、かつ、競争に与える影響を最小にするために、支援の規模、期間等の面で必要最小限なものである必要があるのではないか。

(透明性が確保されること)

- 被支援事業者の競争者が公的再生支援に対して適切に対応できるように、公的再生支援の目的、どのような場合に支援が受けられるか、どのような支援を行うか、支援の対象を選んだ根拠は何かといったことについて、迅速性や情報へのアクセスの容易性に配慮して開示されるべきではないか。

(その他)

- その他留意すべき点はあるか。

第2 公的再生支援が競争に与える影響とそれに対する対応

1 公的再生支援が競争に与える影響

2 公的再生支援が競争に与える影響の最小化の方法

(考慮すべき事項)

- どのような市場構造の場合に公的再生支援が競争に与える影響が大きくなるか。
(強大な事業者が1社存在するような市場において、その強大な事業者に対して支援を行う場合、複占など高度に寡占化された市場や参入障壁が高い市場において、1事業者に対して支援を行う場合)
- 支援対象者の規模(大企業/中小企業)、支援の規模、支援の期間、支援の手法(金融支援、債権者間調整、専門家の派遣等)等の違いによって、競争に与える影響はどのように異なるか。
- 代償措置について、EUで採用されているような方策(生産・供給能力の制限、新規分野への投資の制限、競争事業者よりも低価格で販売することの禁止等)を導入することは妥当か。

論点：市場の特性により，公的再生支援が競争に与える影響に差異は生じるか。

（事業者の規模）

- 一般に，被支援事業者の規模が大きい場合には，公的再生支援が競争に与える影響は大きくなると考えられるのではないか。

（市場シェア）

- 一般に，被支援事業者の市場シェアが大きい場合には，公的再生支援が競争に与える影響は大きくなると考えられるのではないか。

（市場の集中度）

- 高度寡占市場においては，競争者に対する影響が大きくなるため，公的再生支援が競争に与える影響は大きくなると考えられるのではないか。

公的再生支援の競争に与える影響（支援の内容）①

論点：支援の内容により，公的再生支援は，競争に対してどのような影響を与えるのか。

（支援の期間・回数）

- 一般に，公的再生支援の期間が長くなればなるほど，競争に与える影響は大きくなるのではないか。
- 支援が繰り返し行われる場合，一度しか行われない場合と比べて競争に与える影響は大きくなるのではないか。

（支援の規模）

- 公的再生支援の規模の大きさは，支援金額等の絶対的な大きさと被支援事業者の事業規模に対する相対的な大きさの2つに分けられるが，一般に，絶対的であれ相対的であれ，支援の規模が大きいほど，競争に与える影響は大きくなるのではないか。

公的再生支援の競争に与える影響（支援の内容）②

論点：支援の内容により，公的再生支援は，競争に対してどのような影響を与えるのか。

（金融支援）

- 金融支援には融資等の流動性支援や出資等様々なタイプのものがあるがタイプの違いによって，競争に与える影響に違いがあるのではないか。

（非金融支援）

- 非金融支援は金融支援と比べて競争に与える影響が小さいとってよいか。
- 非金融支援には債権者間調整や専門家の派遣等様々なタイプのものがあるがタイプの違いによって，競争に与える影響に違いがあるのではないか。

競争に与える影響の最小化①

論点：公的再生支援が競争に与える影響を最小化するために、どのような点を考慮すべきか。

（支援期間の短縮化及び支援回数の限定）

- 支援の期間について、原則として支援期間は延長しないこととし、支援期間を延長をする場合であっても、あらかじめ支援の決定の際に延長する際の条件を定めておくべきではないか。
また、支援回数について、原則として一定の期間内における同一の被支援事業者に対する支援は一度だけとすべきではないか。

（中小規模の事業者等に対する支援）

- 被支援事業者の規模又は市場シェアが小さい場合や、市場の集中度が小さい場合には、競争に与える影響について考慮しなくても問題ないといえるのではないか。

競争に与える影響の最小化②

論点： 公的再生支援が競争に与える影響を最小化するために、どのような点を考慮すべきか。

(支援規模の最小化)

○ 支援の規模を最小化するという観点からは、被支援事業者が事業再生のために一定程度増資や借入を公的再生支援とは別途行ったり（自己調達）、被支援事業者の株主等が減資等を受け入れること（損失負担）が望ましいのではないかと考えられる。

こうしたことにより競争への影響を最小化するだけでなく、事業者による効率性改善のインセンティブを維持するという効果が見込まれたり、株主等による経営効率化の規律付けを維持する効果も見込まれるのではないかと考えられる。

論点： 公的再生支援が競争に与える影響を最小化するために、どのような点を考慮すべきか。

（金融支援）

- これまでの議論を踏まえると、どのようなタイプの金融支援が望ましいと考えられるか。

（非金融支援）

これまでの議論を踏まえると、

- 非金融支援は金融支援と比べて望ましいと考えられるか。
- どのようなタイプの非金融支援が望ましいと考えられるか。

（法的整理との併用）

- 公的再生支援を法的整理と併用することは、公的再生支援は民間主体の事業再生を補完するために実施すべきであるとの考え方に基づけば、法的整理だけでは円滑な事業再生が困難な場合に限定すべきではないか。
- 公的再生支援と法的整理による支援を併用する場合においては、公的再生支援の内容はどのようなものであるべきか。